

## 平成 27 年度 地域スポーツクラブマネジメントセミナー 第 2 回 実施報告 (10/23 実施)

### 「法人格の疑問がスッキリ解決」

講師：森 玲子 氏 (東京都ボランティア・市民活動センター)

第 2 回のセミナーでは「法人格」について学ぶ機会を設けました。地域スポーツクラブ関連政策が始まって約 20 年が経った今、多くのクラブは組織マネジメントを理由に法人格を取得しています。今回、講師を務めていただいた森先生が所属されている東京都ボランティア・市民活動センターは都内のさまざまなボランティアや市民活動を推進・支援する団体で、相談事業も行っています。

今回のセミナーでは、法人格とは、法人格の種類別特徴、法人格のメリットとデメリットに関する内容がメインであり、参考として、マイナンバー制度施行による影響についても簡単に説明がありました。法人格と言えば最近よく耳にするのが NPO です。「NPO」は Non Profit Organization の略で「(民間) 非営利組織」と訳され、社会



的使命 (ミッション) を持った市民による自発的組織のことで、町会やボランティアグループ、同窓会なども NPO の仲間であり、その中でも法律に則った設立と運営をする組織を法人と言います。こういった法人には地域スポーツクラブでもおなじみの NPO 法人や一般社団法人の他、社会福祉法人、公益財団法人、学校法人などがあり、法人格以外の NPO 団体のことを「任意団体」と言います。法人格は任意団体と異なって、登記ができ、団体としての契約・口座の開設が可能で、団体として財産の所有もできます。しかし、法律に則った運営義務 (情報公開、総会、組織づくり、会計) が生じ、根拠となる法律の理解、適正な運営ができる事務体制が必要となるため、法人格取得後、業務をこなすのに苦労する団体も少なくありません。森氏はこれについて、義務が生じる分、対外的「信頼」が高まるとともに、行政が管理するウェブサイトにも一覧として登録されるため PR 効果が高いと説明されました。これらことを踏まえて考えると、法人格とそれに伴う業務をメリットととるか、デメリットととるかは、経営方針と業務方法によるのではないのでしょうか。また、法人格の中でも良く耳にする NPO 法人と一般社団法人の特徴について、税務関係は似ているが、全体的に NPO 法人の縛りが多く、維持するにも努力が必要です。法人格の運営については、非営利団体といえども、安定した運営のためには収益性のある事業も必要不可欠であり、利益を団体の目的達成につながる他の事業に回すことが必要だそうです。利益を関係者で分配する「営利活動」をしてはいけないと説明されました。最後に最近話題となっているマイナンバー制度について、国民一人ひとりだけでなく、団体に対しても番号が配られるため、税務関連で関連業務が発生することもあるとともに、指導者の謝礼金や事務の賃金などに対しても支払方法や、金額による納税義務など厳しく問われることも考えられるそうです。現在、東京都は 125 のクラブの内 39 のクラブ (31.2%) が法人格を取得しており、その内 NPO 法人が 35 クラブ、残り 4 クラブが一般社団法人を取得しており (平成 27 年 10 月現在) この数は増えていくと予想されます。今後の組織マネジメントのために、法人格について学び、メリットとデメリットについて理解しておくことも必要かもしれません。